

名古屋市公報	令和 3年 5月19日 第102号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話〔052〕972-2246 編集兼 名古屋市総務局行政部法制課長 発行人	

目次	ページ
告 示	
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定 (財政・税制課) (第265号)	3
○ 事後調査結果報告書 (供用開始後) について (環境・地域環境対策課) (第266号)	4
○ 名古屋市議会臨時会の招集について (総務・総務課) (第267号)	6
○ 有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について (緑土・緑地管理課) (第268号)	7
○ 有料公園施設の供用時間の変更の取消しについて (緑土・緑地管理課) (第269号)	8
○ 名古屋都市計画用途地域の変更案の縦覧 (住都・都市計画課) (第270号)	9
○ 名古屋都市計画特別用途地区の変更案の縦覧 (住都・都市計画課) (第271号)	10
○ 名古屋都市計画高度地区の変更案の縦覧 (住都・都市計画課) (第272号)	11
○ 名古屋都市計画公園の変更案の縦覧 (住都・都市計画課) (第273号)	12
○ 名古屋都市計画地区計画の決定案の縦覧 (住都・都市計画課) (第274号)	14
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について (環境・地域環境対策課) (第275号)	15
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について (環境・地域環境対策課) (第276号)	16
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定 (財政・税制課) (第277号)	17

選挙管理委員会告示

○ 名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙における選挙期日について	(第13号)	18
○ 名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙における選挙長及び選挙長職務代理者の選任について	(第14号)	19
○ 名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙における選挙長の事務を処理する場所について	(第15号)	20
○ 名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙における開票事務と選挙会事務とを併せて行うことについて	(第16号)	21
○ 名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙における選挙会を開催する日時及び場所について	(第17号)	22

○ 名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙における選挙公報掲載文の掲載順序決定のくじを行う日時及び場所について	(第18号)	23
○ 名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙において選挙運動に関し支出することができる金額の制限額について	(第19号)	24
○ 各種直接請求等に必要な数について	(第20号)	25

監 査 委 員 告 示

○ 外部監査人の監査の事務補助について	(第1号)	27
---------------------	-------	----

上 下 水 道 局 告 示

○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始	(第8号)	29
----------------------	-------	----

公 告

○ 土地改良区の役員の就退任の公告	(緑土・都市農業課)	36
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	39
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	45
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	48

名古屋市告示第265号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

令和3年5月10日

名古屋市長 河 村 た か し

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の 所在地	備 考
公益財団法人リンナイ奨学財団	名古屋市中川区福住町 2番26号	令和3年4月1日以後に 個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第266号

事後調査結果報告書（供用開始後）について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第29条の2第1項の規定に基づき、事業者から名古屋都市計画道路3・3・14号椿町線に係る事後調査結果報告書（供用開始後）（以下「事後調査結果報告書」という。）の提出がありましたので、同条第6項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この事後調査結果報告書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和3年5月11日

名古屋市長 河村 たかし

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名古屋市

名古屋市長 河村たかし

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

2 対象事業の名称及び種類

名古屋都市計画道路3・3・14号椿町線

道路の建設

3 対象事業の実施場所

名古屋市中村区太閤一丁目から中川区運河町まで

4 事後調査結果報告書の提出年月日

令和3年4月27日（火）

5 事後調査結果報告書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）

(名古屋市役所東庁舎 5 階)

イ 名古屋市中村区竹橋町36番31号

中村区役所

ウ 名古屋市中川区高畑一丁目2 2 3番地

中川区役所

エ 名古屋市中区栄一丁目23番13号

名古屋市環境学習センター (以下「環境学習センター」という。)

(伏見ライフプラザ13階)

(2) 縦覧期間

令和 3 年 5 月11日 (火) から同月25日 (火) まで。ただし、地域環境対策課、中村区役所及び中川区役所にあつては日曜日及び土曜日を、環境学習センターにあつては月曜日を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課、中村区役所及び中川区役所

午前 8 時45分から午後 5 時15分まで

イ 環境学習センター

午前 9 時30分から午後 5 時00分まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第267号

名古屋市議会臨時会の招集について

次の事件につき、令和3年5月18日午前10時に、名古屋市議会臨時会を招集します。

令和3年5月11日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 常任委員の選任
- 1 特別委員会の中間報告について
- 1 愛知県競馬組合議会議員の選挙
- 1 名古屋競輪組合議会議員の選挙
- 1 名古屋港管理組合議会議員の選挙
- 1 令和3年度名古屋市・愛知県調整会議構成員の選挙
- 1 市長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 1 名古屋市防災条例の一部改正について
- 1 令和3年度名古屋市一般会計補正予算（第4号）
- 1 名古屋市市税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分について
- 1 補正予算に関する専決処分について
- 1 補正予算に関する専決処分について
- 1 訴えの提起に関する専決処分について

名古屋市総務局総務課

名古屋市告示第 268号

有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用月日及び供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

令和 3年 5月13日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設の名称

駐車場（日光川公園）

2 変更内容

令和 3年 5月30日（日）を供用する日に変更し、その供用時間を「午前 8 時から午後 5時まで」とします。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 269号

有料公園施設の供用時間の変更の取消しについて

令和 3年名古屋市告示第81号により告示した有料公園施設の供用時間の変更を取り消し、次のとおりとします。

令和 3年 5月13日

名古屋市長 河 村 た か し

1 白鳥公園白鳥庭園

令和 3年 5月15日の供用時間について「午前 9時から午後 4時30分まで」とします。

2 白鳥公園駐車場

令和 3年 5月15日の供用時間について「午前 8時45分から午後 5時まで」とします。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 270号

名古屋都市計画用途地域の変更案の縦覧

名古屋都市計画用途地域を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和 3年 5月13日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和 3年 5月13日から同月27日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から正午まで、午後 1時から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 271号

名古屋都市計画特別用途地区の変更案の縦覧

名古屋都市計画特別用途地区を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和 3年 5月13日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画特別用途地区

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和 3年 5月13日から同月27日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から正午まで、午後 1時から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 272号

名古屋都市計画高度地区の変更案の縦覧

名古屋都市計画高度地区を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和 3年 5月13日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画高度地区

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和 3年 5月13日から同月27日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から正午まで、午後 1時から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 273号

名古屋都市計画公園の変更案の縦覧

名古屋都市計画公園を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見のある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和 3年 5月13日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画公園

2 都市計画を変更する土地の区域

5・6・1号 東山公園

名古屋市千種区田代町字瓶杵及び字唐山、天白町大字植田字植田山、東山通 5丁目、東山元町 3丁目、4丁目及び 5丁目、星が丘元町並びに星が丘山手

名古屋市昭和区八事富士見

名古屋市名東区植園町 1丁目及び 3丁目、山香町、高針荒田、にじが丘 1丁目並びに藤巻町 1丁目、2丁目及び 3丁目

名古屋市天白区天白町大字植田字植田山並びに大字八事字裏山及び字山田

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和 3年 5月13日から同月27日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から正午まで、午後 1時から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 274号

名古屋都市計画地区計画の決定案の縦覧

名古屋都市計画地区計画を決定したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和 3年 5月13日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類及び名称

名古屋都市計画地区計画 泰明町地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

名古屋市港区泰明町及び川西通の各一部

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和 3年 5月13日から同月27日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から正午まで、午後 1時から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 275号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 3年 5月13日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市港区金城ふ頭二丁目 7番 1の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

砒^ひ素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 276号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 3年 5月13日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市西区新道一丁目2604番の全部及び2605番の全部

2 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第277号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

令和3年5月13日

名古屋市長 河 村 た か し

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の 所在地	備 考
公益財団法人慈友会	名古屋市東区筒井一丁目8番13号	令和3年1月1日以後に 個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市選挙管理委員会告示第13号

名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙における選挙期日について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第1項の規定に基づき、名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙を次のとおり行う。

令和3年5月14日

名古屋市選挙管理委員会委員長 堀 場 章

1 選挙期日

令和3年5月23日

2 選挙を行う選挙区

南区選挙区

3 選挙すべき議員の数

1人

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第14号

名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙における選挙長及び選挙長
職務代理者の選任について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定に基づき、令和3年5月23日執行の名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙の選挙長及び選挙長職務代理者を次のとおり選任した。

令和3年5月14日

名古屋市選挙管理委員会委員長 堀 場 章

1 選挙長

氏 名 山田 忠志

住 所 名古屋市南区宝生町3丁目110番地

2 選挙長職務代理者

氏 名 山下 昌彦

住 所 名古屋市南区駄上一丁目9番33号

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第15号

名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙における選挙長の事務を処理する場所について

令和3年5月23日執行の名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙における選挙長の事務を処理する場所を次のとおり定めた。

令和3年5月14日

名古屋市選挙管理委員会委員長 堀 場 章

選挙長の事務を処理する場所

名古屋市南区前浜通3丁目10番地 名古屋市南区役所

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第16号

名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙における開票事務と選挙会
事務とを併せて行うことについて

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定に基づき、令和3
年5月23日執行の名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙における開票事務は、
選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

令和3年5月14日

名古屋市選挙管理委員会委員長 堀 場 章

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第17号

名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙における選挙会を開催する
日時及び場所について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第1項の規定に基づき、令和3年5月23日執行の名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙における選挙会を開催する日時及び場所を次のとおり定めた。

令和3年5月14日

名古屋市選挙管理委員会委員長 堀 場 章

1 選挙会を開催する日時

令和3年5月23日 午後9時15分

2 選挙会を開催する場所

名古屋市南区前浜通3丁目10番地 名古屋市南区役所 講堂

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第18号

名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙における選挙公報掲載文の
掲載順序決定のくじを行う日時及び場所について

名古屋市議会議員選挙公報発行規程（昭和58年名古屋市選挙管理委員会規程第2号）第7条の規定により、令和3年5月23日執行の名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり指定した。

令和3年5月14日

名古屋市選挙管理委員会委員長 堀 場 章

1 くじを行う日時

令和3年5月14日 午後5時30分

2 くじを行う場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市役所東庁舎5階 選挙管理委員会室

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第19号

名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙において選挙運動に関し支出することができる金額の制限額について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定に基づき、令和3年5月23日執行の名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙において選挙運動に関し支出することができる金額の制限額は、候補者1人につき次のとおりである。

令和3年5月14日

名古屋市選挙管理委員会委員長 堀 場 章

制限額 7,880,700円

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第20号

各種直接請求等に必要な数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種の直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求をするのに必要な数は次のとおりである。

令和3年5月14日

名古屋市選挙管理委員会委員長 堀 場 章

- 1 地方自治法第74条第1項（条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求）、同法第75条第1項（市の事務並びに市長及び教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会その他法令又は条例に基づく委員会又は委員の権限に属する事務の執行に関する監査の請求）及び市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項（合併協議会設置の請求）に規定する数

37,782 人

- 2 地方自治法第76条第1項（市の議会の解散の請求）、同法第81条第1項（市長の解職の請求）及び同法第86条第1項（副市長、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（市の教育委員会の委員の解職の請求）に規定する数

336,133 人

- 3 地方自治法第80条第1項（市の議会の議員の解職の請求）及び同法第86条第1項（区選挙管理委員の解職の請求）に規定する数

区 名	規定する数	区 名	規定する数
千 種 区	43,716 人	熱 田 区	18,295 人
東 区	22,249 人	中 川 区	60,371 人
北 区	45,641 人	港 区	38,853 人
西 区	40,922 人	南 区	37,411 人
中 村 区	37,797 人	守 山 区	47,445 人
中 区	24,176 人	緑 区	66,898 人
昭 和 区	28,638 人	名 東 区	43,586 人
瑞 穂 区	29,972 人	天 白 区	43,721 人

- 4 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第11項及び同法第 5 条第15項に規定する数

314,844 人

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市監査委員告示第 1号

外部監査人の監査の事務補助について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の32第 2項の規定により、外部監査人北川裕和の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

令和 3年 5月13日

名古屋市監査委員	木 下 優
同	岩 本 たかひろ
同	山 本 正 雄
同	小 川 令 持

氏 名	住 所	補助できる期間
小川 薫	名古屋市西区笹塚町 1 丁目47番地の 1 鳥見パークマンション三番街東棟 103号	告示の日から令和 4年 3月31日まで
家田 敏明	愛知県あま市坂牧郷 139番地	
大西 研一	三重県津市久居西鷹跡町 520番地26	
川合 利弥	名古屋市西区貴生町 489番地の 1 ビューパレス上小田井W E S T 802号	
石川 智己	名古屋市中村区名駅南五丁目12番28号	
藤井 卓	愛知県一宮市長島町 2丁目26番地 6	
蘆澤 春奈	名古屋市中区新栄三丁目20番30号 ライオンズタワー千種1202号	
松田 里美	愛知県江南市南山町西 109番地 4 レスポワール I 棟 203号	

森本 憲和	名古屋市中村区砂田町 1丁目 2番地 ベルヴェール中村公園 306号	
大田 貴之	愛知県岩倉市下本町下市場91番地 プライムマウンティン岩倉駅前 202号	
大久保 譲	愛知県津島市百島町字祢宜43番地 1 コンフォールヨシ 201	
森山 京亮	名古屋市中村区山根町95番地	
大澤 令嗣	名古屋市緑区鳴海町字有松裏84番地の 4	
近田 淳	愛知県豊川市八幡町上宿71番地の 1 ヴェルドミール 101号	

名古屋市監査事務局特別監査室

名古屋市上下水道局告示第8号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、令和3年5月31日までの2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課、同部営業センター及び同部営業所において一般の縦覧に供する。

令和3年5月12日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日

令和3年6月1日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う
終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区 名	町 名	字・丁目	摘 要	
中川区	富 田 町	千音寺・諸桑	一部	中川区中須町 名古屋市上下水道局 打出水処理センター
	福 島 一 丁 目		〃	〃
守山区	太 田 井		〃	北区米が瀬町 名古屋市上下水道局 守山水処理センター
	大 森 五 丁 目		〃	〃
名東区	高 針 二 丁 目		〃	天白区植田南一丁目 名古屋市上下水道局 植田水処理センター
	高 針 五 丁 目		〃	〃

3 供用を開始する排水施設の位置

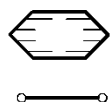
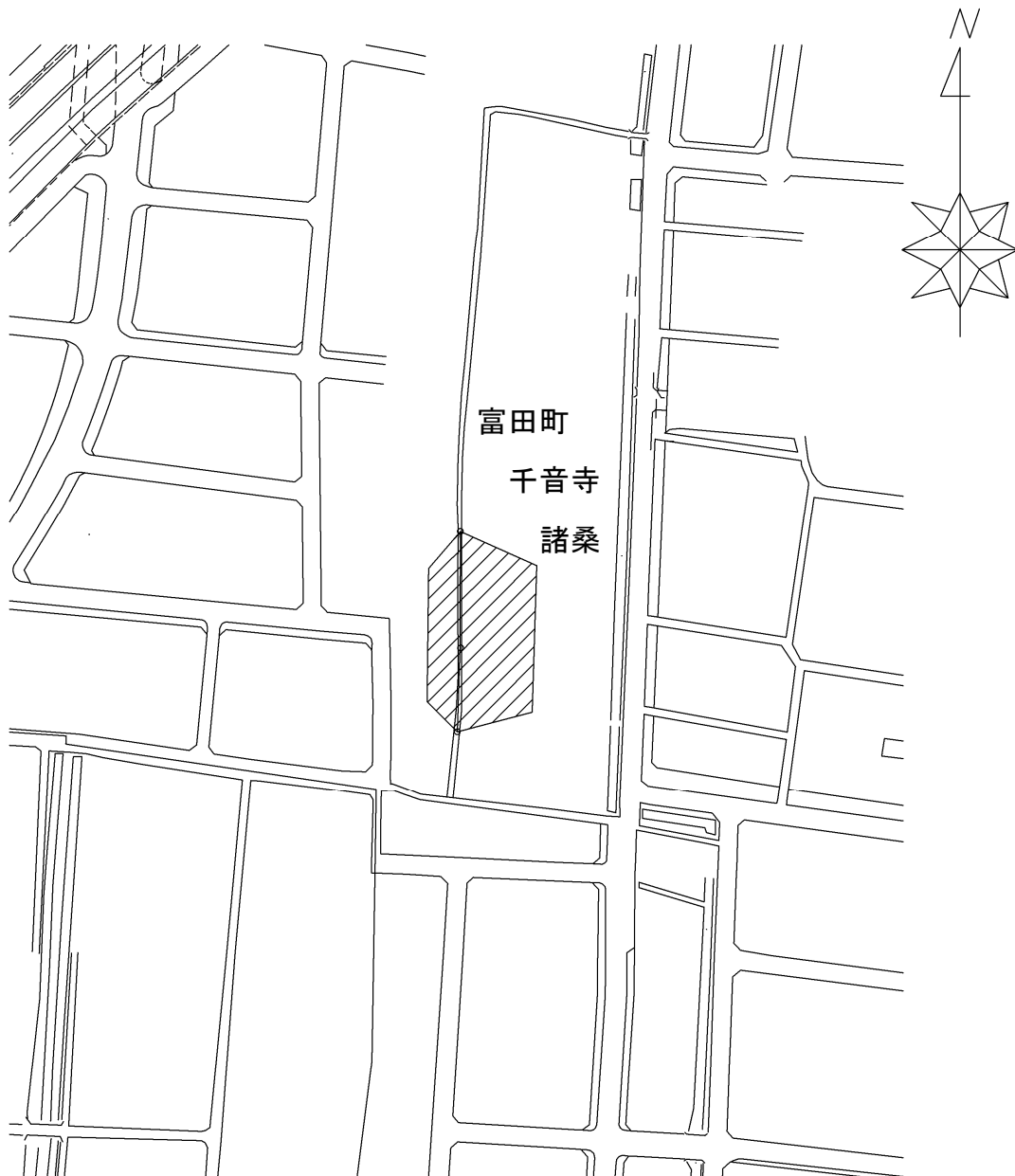
別添図面のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合 流 式	中川区（富田町千音寺・諸桑）
分 流 式	中川区（福島一丁目） 守山区 名東区

排水施設の位置図

中川区（合流式）

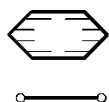
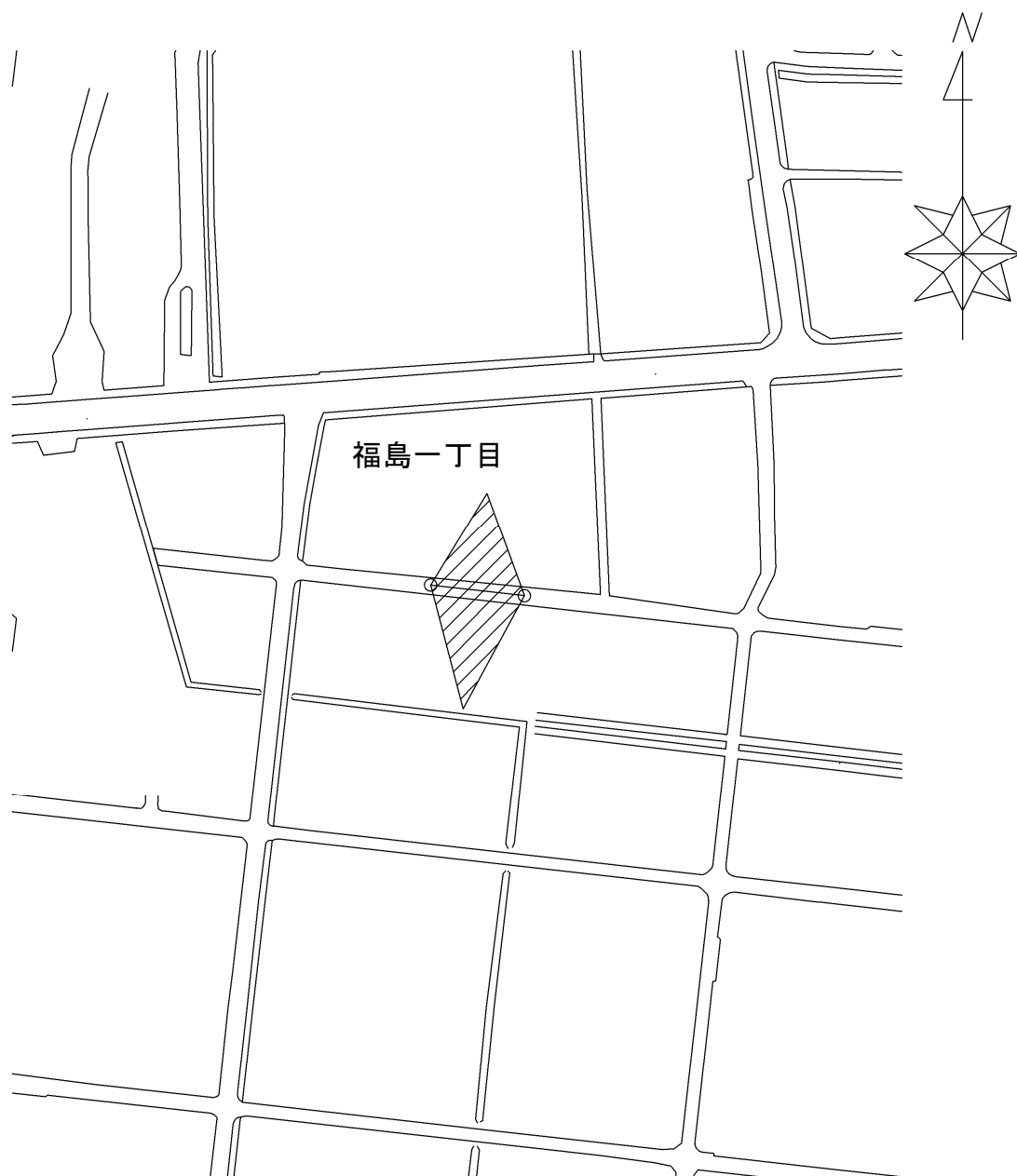


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

中川区（分流式）

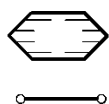
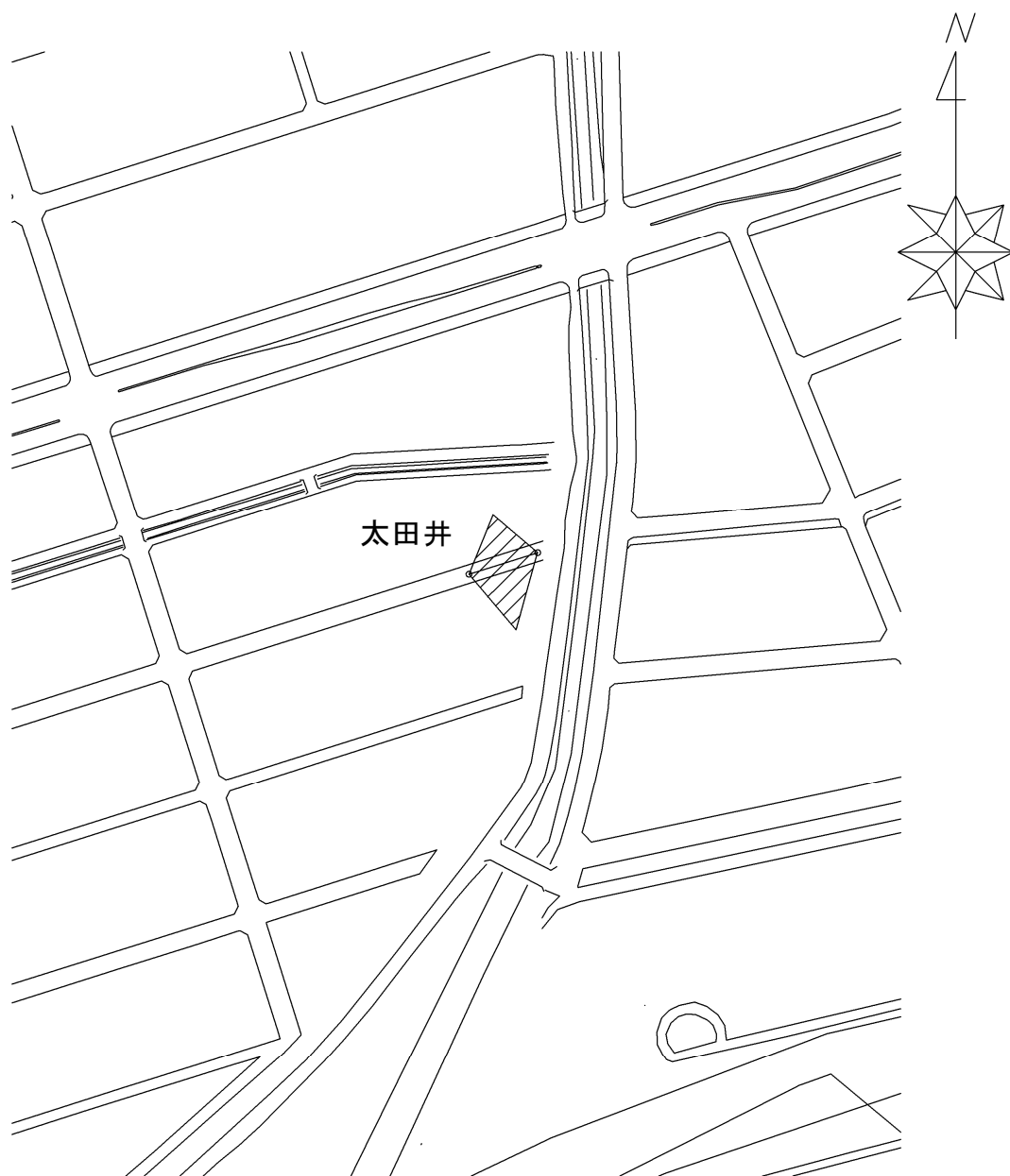


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

守山区（分流式）No. 1

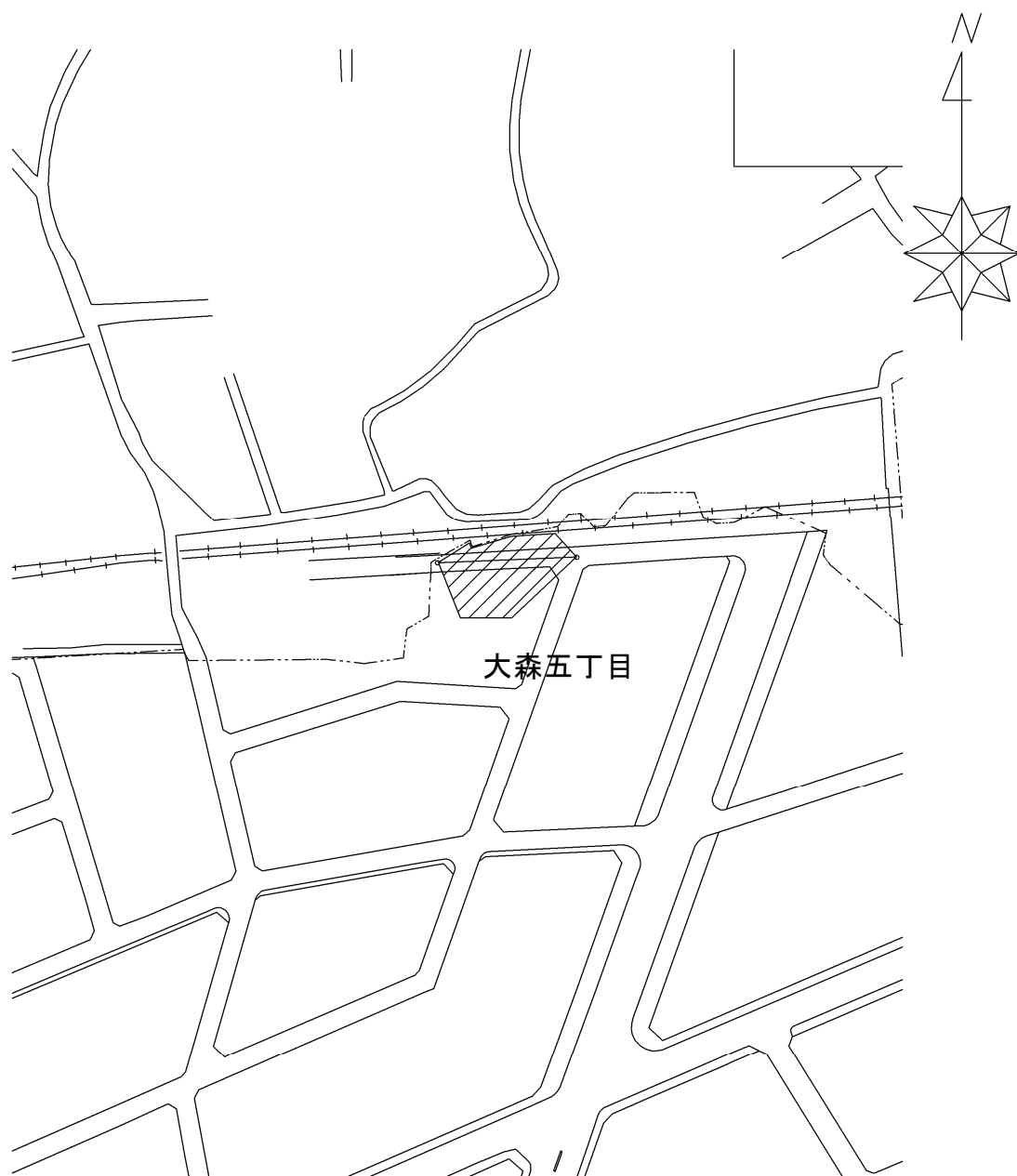


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

守山区（分流式）No. 2



供用開始区域



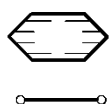
供用及び処理を開始する下水道



市界

排水施設の位置図

名東区（分流式）



供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

土地改良区の役員の就退任の公告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区の役員が次のように退任し、及び就任した旨の届出がありました。

令和 3年 5月10日

名古屋市長 河 村 たかし

1 藤高土地改良区

(1) 退任役員

理事	高羽 作一	名古屋市港区七島二丁目 213番地の 1
理事	加藤 和政	名古屋市港区七島一丁目47番地
理事	高羽 幹夫	名古屋市港区藤高一丁目49番地
理事	安井 實	名古屋市港区藤高一丁目 125番地
理事	西川 正秀	名古屋市港区藤高五丁目64番地
理事	吉田 正春	名古屋市港区藤高五丁目 108番地
理事	安井 俊枝	名古屋市港区藤高一丁目 117番地
理事	大西 智恵	名古屋市港区東茶屋四丁目 182番地の 1
理事	佐野 京一	名古屋市港区藤前一丁目 109番地
理事	山田 孝司	名古屋市港区秋葉二丁目93番地
監事	木村 美之	名古屋市港区西茶屋四丁目 149番地の 1
監事	伊藤 利治	名古屋市港区藤前一丁目 112番地
監事	酒井 正義	名古屋市港区西茶屋四丁目 159番地

(2) 就任役員

理事	加藤 和政	名古屋市港区七島一丁目47番地
理事	高取 好廣	名古屋市港区藤高一丁目 198番地
理事	坂野 順子	名古屋市港区藤高三丁目26番地
理事	高羽 常吉	名古屋市港区藤高一丁目 288番地

理事	竹内	公子	名古屋市港区藤高三丁目 9番地
理事	坂野	柁男	名古屋市港区藤高一丁目 5番地
理事	高羽	富吉	名古屋市港区藤前一丁目 114番地
監事	木村	美之	名古屋市港区西茶屋四丁目 149番地の 1
監事	柄松	寿美夫	名古屋市港区藤高一丁目 194番地
監事	西川	一夫	名古屋市港区藤前四丁目 125番地

2 茶屋後土地改良区

(1) 退任役員

理事	吉田	修一	名古屋市港区新茶屋四丁目 517番地
理事	若松	久司	名古屋市港区新茶屋四丁目1722番地の 2
理事	安井	孝行	名古屋市港区新茶屋二丁目 503番地
理事	山田	通	名古屋市港区新茶屋五丁目 702番地
監事	吉田	博	名古屋市港区新茶屋五丁目2615番地

(2) 就任役員

理事	吉田	淳司	名古屋市港区新茶屋四丁目2024番地
理事	山田	久治	名古屋市港区新茶屋五丁目2806番地
理事	吉田	修一	名古屋市港区新茶屋四丁目 517番地
理事	山田	盛和	名古屋市港区新茶屋五丁目 401番地
監事	安井	勝春	名古屋市港区新茶屋三丁目 102番地

3 協和土地改良区

(1) 退任役員

理事	佐藤	勇夫	愛知県海部郡蟹江町舟入四丁目 110番地
理事	服部	勇夫	名古屋市港区福前一丁目 203番地
理事	鈴木	文雄	名古屋市港区六軒家 811番地
理事	黒川	芳次	名古屋市港区畑中一丁目1213番地
理事	黒川	信彦	名古屋市港区畑中一丁目1402番地
理事	井上	寛	愛知県海部郡蟹江町舟入三丁目 610番地

理事	市野	利和	名古屋市港区福屋二丁目53番地
監事	見田	徳光	名古屋市港区六軒家 812番地
監事	佐藤	茂	愛知県海部郡蟹江町舟入四丁目 137番地

(2) 就任役員

理事	佐藤	勇夫	愛知県海部郡蟹江町舟入四丁目 110番地
理事	見田	徳光	名古屋市港区六軒家 812番地
理事	鈴木	文雄	名古屋市港区六軒家 811番地
理事	服部	正美	名古屋市港区福前一丁目 610番地
理事	黒川	信彦	名古屋市港区畑中一丁目1402番地
理事	井上	寛	愛知県海部郡蟹江町舟入三丁目 610番地
理事	佐藤	光明	名古屋市港区福屋一丁目80番地の 1
監事	佐藤	茂	愛知県海部郡蟹江町舟入四丁目 137番地
監事	黒川	芳次	名古屋市港区畑中一丁目1213番地

4 海東土地改良区

(1) 退任役員

理事	松岡	克巳	名古屋市港区西福田五丁目 410番地
理事	吉田	よう子	名古屋市港区西福田一丁目1213番地
監事	伊藤	敏弘	名古屋市港区西福田二丁目 611番地
監事	平野	得益	名古屋市港区西福田四丁目 605番地

(2) 就任役員

理事	吉田	賢司	名古屋市港区西福田一丁目1212番地
理事	肆矢	峰子	名古屋市港区西福田五丁目 605番地
監事	佐藤	由行	名古屋市港区西福田四丁目 708番地
監事	山田	洋子	名古屋市港区西福田二丁目 710番地

名古屋市緑政土木局都市農業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年 5月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ千代田橋店

名古屋市千種区千代田橋二丁目 1番 1号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
ユニー(株)	代表取締役 佐古 則男	愛知県稲沢市 天池五反田町 1番地	変更なし	代表取締役 関口 憲司	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	(株)ワールド	代表取締役 寺井 秀藏	神戸市中央区 港島中町六丁目 8番 1号	—	—	—	平成 29年 5月 30日
2	(株)イーストボーイ	代表取締役 小林 孝是	東京都港区 赤坂七丁目 1番16号	—	—	—	平成 27年 4月 8日

3	A s — m e エステール (株)	代表取締役 丸山 雅史	東京都港区 虎ノ門四丁 目 3番13号	—	—	—	平成 26年 8月 1日
4	(株)東京デリ カ	代表取締役 木山 剛史	東京都葛飾 区新小岩一 丁目48番 1 号	—	—	—	平成 23年 7月 5日
5	(株)パレモ	代表取締役 小田 保則	愛知県稲沢 市天池五反 田町 1番地	—	—	—	平成 29年 6月 5日
6	(株)チュチュ アンナ	代表取締役 上田 利昭	大阪市阿倍 野区天王寺 町北 2丁目 3番 1号	—	—	—	平成 31年 4月 30日
7	イトキン(株)	代表取締役 辻村 章夫	大阪市中央 区久太郎町 二丁目 2番 16号	—	—	—	平成 31年 4月 30日
8	(株)名古屋中 村	代表取締役 中村 太一	名古屋市中 区大須三丁 目35番31号	—	—	—	平成 28年 10月 31日
9	(株)新星堂	代表取締役 砂田 浩孝	東京都杉並 区上荻一丁 目23番17号	—	—	—	平成 29年 8月 31日
10	(有)サイリス イターナシ ヨナル	代表取締役 田中 公雄	愛知県一宮 市天王一丁 目 4番10号	—	—	—	平成 28年 4月 30日
11	(株)クリエイ ト	代表取締役 鈴木 寛隆	愛知県豊明 市間米町鶴 根1212番地 65	—	—	—	平成 28年 4月 30日
12	(有)ポルケ	代表取締役 金子 竜矢	愛知県春日 井市勝川新 町一丁目26 番地	—	—	—	平成 30年 1月 18日
13	(株)キング	代表取締役 山田 幸雄	京都市下京 区東塩小路 高倉町 2番 の 1	—	—	—	平成 31年 3月 31日
14	(株)リオグル ープホール ディングス	代表取締役 横山 和幸	名古屋市中 区平和一丁 目15番27号	—	—	—	平成 29年 8月 31日

15	(株)大和商会	代表取締役 金山 利政	愛知県豊橋 市中世古町 54番地	—	—	—	平成 28年 5月 8日
16	ユニー(株)	代表取締役 佐古 則男	愛知県稲沢 市天池五反 田町 1番地	変更なし	代表取締役 関口 憲司	変更なし	平成 31年 4月 15日
17	(株)サンリフ ホーム	代表取締役 坂野 達哉	愛知県稲沢 市天池五反 田町 1番地	変更なし	代表取締役 服部 剛之	変更なし	平成 29年 5月 15日
18	(株)若鯨家	代表取締役 高橋 泰子	名古屋市中 区錦三丁目 12番10号	変更なし	代表取締役 高橋 知子	変更なし	令和 2年 11月 1日
19	(株)麦の穂	代表取締役 今泉 智幸	大阪市北区 西天満三丁 目13番20号	変更なし	代表取締役 永谷 泰次 郎	変更なし	平成 30年 10月 5日
20	(株)モリエ	代表取締役 藤田 敏	愛知県稲沢 市天池五反 田町 1番地	変更なし	代表取締役 内野 伸彦	変更なし	平成 30年 5月 31日
21	(株)オリビア	代表取締役 佐藤 元	名古屋市中 区城西二丁 目 2番16号	変更なし	代表取締役 佐藤 幸人	変更なし	令和 2年 9月 5日
22	(株)川スミ	代表取締役 川澄 一夫	三重県桑名 市大字大仲 新田字新井 水下67番地 3	変更なし	代表取締役 川澄 幸司	変更なし	平成 26年 6月 1日
23	(株)神奈川く まざわ書店	代表取締役 熊沢 宏	東京都八王 子市八日町 1番11号	変更なし	代表取締役 熊沢 健	変更なし	令和 元年 8月 1日
24	(株)オリンピ ア	代表取締役 加藤 雅浩	名古屋市中 区平和一丁 目 6番 1号	変更なし	代表取締役 加藤 通浩	変更なし	平成 30年 9月 1日
25	(株)さが美	代表取締役 平松 達夫	横浜市港南 区下永谷六 丁目 2番11 号	変更なし	代表取締役 形部 幸裕	横浜市戸塚 区川上町87 番地 4	別途 記載

26	(株)ブランド メゾン	代表取締役 安山 克義	名古屋市名 東区一社三 丁目96番地	変更なし	変更なし	名古屋市名 東区一社三 丁目 121番 地 1号	平成 29年 6月 8日
27	—	—	—	(株)H A P i N S	代表取締役 柘植 圭介	東京都品川 区西五反田 七丁目22番 17号	平成 28年 11月 5日
28	—	—	—	(株)イークロ ージング	代表取締役 赤木 政一	名古屋市中 区錦二丁目 15番20号	平成 27年 5月 21日
29	—	—	—	エステール ホールディ ングス(株)	代表取締役 丸山 朝	東京都港区 虎ノ門四丁 目 3番13号	令和 元年 8月 1日
30	—	—	—	(株)日本一	代表取締役 染谷 幸雄	千葉県野田 市目吹1965 番地	平成 28年 11月 5日
31	—	—	—	藤久(株)	代表取締役 堤 智章	名古屋市名 東区高社一 丁目 210番 地	令和 元年 5月 30日
32	—	—	—	(株)スタイル フォース	代表取締役 安山 克義	東京都新宿 区西新宿三 丁目 5番10 号	平成 27年 6月 5日
33	—	—	—	マツオイン ターナショ ナル(株)	代表取締役 松尾 憲久	大阪市中央 区備後町三 丁目 4番 9 号	令和 2年 4月 1日
34	—	—	—	(株)アルカス インターナ ショナル	代表取締役 寺井 秀蔵	神戸市中央 区港島中町 六丁目 8番 1	令和 2年 4月 1日
35	—	—	—	(株)キャメル 珈琲	代表取締役 尾田 信夫	東京都世田 谷区代田二 丁目31番 8 号	平成 31年 3月 8日
36	—	—	—	コサキ(株)	代表取締役 都築 泰彦	愛知県安城 市城南町二 丁目11番 4 号	令和 2年 4月 8日

37	—	—	—	はるやま商事(株)	代表取締役 治山 正史	岡山市北区 表町一丁目 2番 3号	平成 29年 5月 12日
38	—	—	—	(株)キャン	代表取締役 阿部 和則	岡山市北区 幸町 2番 8 号	平成 28年 7月 1日
39	—	—	—	(株)フーデフ イル	代表取締役 林 香里	名古屋市中 川区柳森町 607番地の 3	平成 28年 7月 1日
40	—	—	—	(株)ヨシダ	代表取締役 吉田 郁夫	名古屋市中 川区五女子 一丁目 1番 10号	平成 30年 9月 5日
41	—	—	—	五大通商(株)	代表取締役 金山 尚一	名古屋市長 区鳴海町上 ノ山18番地 5	平成 29年 5月 21日
42	—	—	—	(株)柿安本店	代表取締役 赤塚 保	三重県桑名 市吉之丸 8 番地	平成 30年 9月 6日
43	—	—	—	クールカレ アン(株)	代表取締役 堀内 一夫	東京都品川 区西五反田 二丁目 7番 12号	平成 30年 10月 1日

3 変更の日

- (1) 設置者については、平成31年 4月15日
- (2) No. 1からNo.24まで及びNo.26からNo.43までの小売業者については、2(2)で
既述
- (3) No.25の小売業者の代表者については、平成30年10月21日、住所について
は、令和元年 7月 1日

4 変更した理由

- (1) 設置者については、代表者変更のため
- (2) No. 1からNo.15までの小売業者については、退店のため
- (3) No.16からNo.24までの小売業者については、代表者変更のため

(4) No.25の小売業者については、代表者及び住所変更のため

(5) No.26の小売業者については、住所変更のため

(6) No.27からNo.43までの小売業者については、入店のため

5 届出の日

令和 3年 5月 6日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 5月12日から同年 9月13日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 9月13日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年 5月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ千代田橋店

名古屋市千種区千代田橋二丁目 1番 1号

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻		閉店時刻	
変更前	変更後	変更前	変更後
午前10時00分 (年間30日は午前 9時00分)	午前 9時00分	午後 9時00分	午後 9時30分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
B 1階駐車場①	午前 9時30分から午後 9時 30分まで (年間30日は午前 8時30分 から午後 9時30分まで)	午前 8時30分から午後10時 00分まで
4階駐車場②		
5階駐車場③		
R階駐車場④		
平面駐車場⑤	午前 7時30分から午後10時 00分まで	変更なし

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

区分	出入口の数	
	変更前	変更後
入口	3箇所	変更なし
出口	3箇所	変更なし
出入口	2箇所	3箇所

計	8箇所	9箇所
---	-----	-----

出入口の位置については、縦覧によります。

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	変更前	変更後
荷さばき施設⑨	午前 6時00分から午後 9時00分まで	変更なし
荷さばき施設⑩	午前 7時00分から午後10時00分まで	午前 6時00分から午後10時00分まで

3 変更の日

令和 3年 6月 1日

4 変更しようとする理由

営業計画の変更のため

5 届出の日

令和 3年 5月 6日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

千種区役所情報コーナー、東区役所情報コーナー及び守山区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 5月12日から同年 9月13日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に

ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 9月13日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年 5月14日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゼクー大須

名古屋市中区大須三丁目3205番 2 ほか 3筆

2 変更した事項

大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
大須三丁目複合ビル	ゼクー大須

3 変更の日

令和 2年12月 1日

4 変更した理由

店舗名称変更のため

5 届出の日

令和 3年 4月26日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 5月14日から同年 9月14日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 9月14日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課